総代・総代会について

●総代会制度

信用金庫は会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員ひとり一人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。

会員の皆さまは出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。しかし、当金庫の会員数は大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、会員の皆さまの意見を適正に反映し、充実した審議を行うため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は総会と同様に、会員ひとり一人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されております。

●総代候補者選考基準

（1）資格要件

当金庫の会員であること

（2）適格要件

①人格・識見等、当金庫の会員の代表である総代としてふさわしい方

②当金庫の理念・使命を理解し、金庫に充分協力する意思を有する方

③地域に永年居住し、地縁・人縁関係が深い方

④当金庫の業務に深い理解と関心を持ち、金庫の発展に寄与できる方

総代会制度のしくみ

総代会	会員の総意を金庫経営に反映させるための制度 決算に関する事項、理事･監事の選任等重要事項の決定
総代の委嘱	総代候補者の氏名を店頭に掲示し、所定の手続きを経て会員の代表として総代を委嘱
総代候補者の選考	総代候補者選考委員会を開催のうえ、選考基準に基づき会員の中から総代候補者を選考
総代候補者選考委員委嘱	総代会の決議に基づき、理事長が会員の皆さまの中から総代候補者の選考委員を委嘱

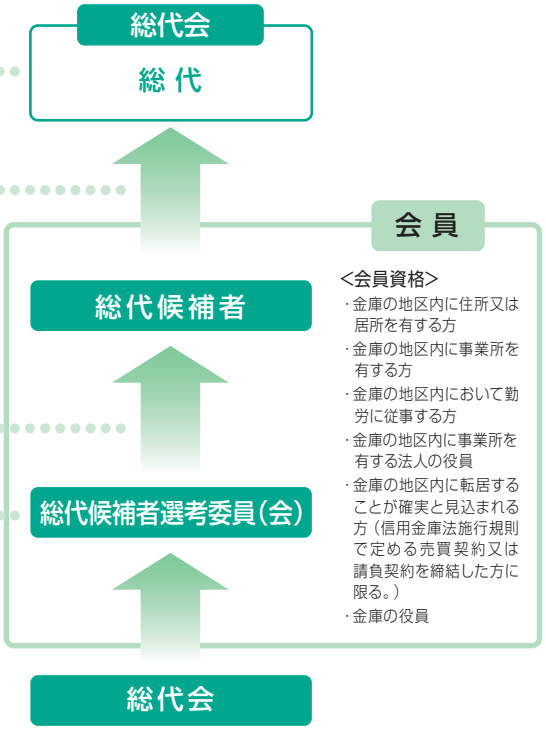

第71回通常総代会の議決事項等

2023年6月22日、第71回通常総代会が開催され、次の報告ならびに議決事項が附議されました。
なお、議決事項については、それぞれ原案のとおり可決されました。

1. 報告事項
   第71期（2022年度）業務報告、貸借対照表、損益計算書の内容報告の件
2. 議決事項
   第1号議案　第71期（2022年度）剰余金処分案承認の件
   第2号議案　会員除名処分の件

●総代の選任方法

総代の任期・定数等

・総代任期：３年
・総代定数：70人以上 100人以内
・総代数：87人
・会員数：12,914人
（2023年６月末現在）

総代の選任方法

総代は会員の皆さまの代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は総代候補者選考基準に基づき、次の３つの手続きを経て選任されます。

①総代会の決議により、会員の皆さまの中から総代候補者選考委員を５区の選任区域ごとに３人以上選任する。
②総代候補者選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
③上記②により選考された総代候補者を会員の皆さまが信任する（異議があれば申し立てる）。

総代が選任されるまでの手続き

当金庫の地区を5区の選任区域に分け、選任区域ごとに総代の定数を定める

①総代候補者選考委員の選任

- 総代会決議により、選任区域ごとに会員の皆さまの中から総代候補者選考委員を委嘱
- 総代候補者選考委員の氏名を店頭に掲示
- 総代候補者選考委員の定数が欠けたときは、その後最初に召集される総代会の決議により選任する

②総代候補者の選考

- 各区域の総代候補者選考委員が区域ごとに定められた人数の総代候補者を選考
- 選考結果を理事長に報告
- 総代候補者の氏名を店頭に掲示
- 上記掲示について電子公告により公告

《異議申出期間：公告後2週間以内》

③総代の選任

- 各選任区域の会員から異議がない場合または総代候補者に対する異議が選任区域の会員数の1/3未満の場合 → 理事長が総代候補者に総代を委嘱
- 各選任区域の会員から総代候補者に対する異議が各選任区域の会員数の1/3以上の場合
  - 当該総代候補者数が選任区域の総代定数の1/2以上 → a. 他の候補者を選考
  - 当該総代候補者数が選任区域の総代定数の1/2未満 → b. 欠員（選考を行わない）
  - a. b.いずれかを選択
  - （上記②以下の手続きを経て）
- 理事長が総代候補者に総代を委嘱
- 総代の氏名を1週間店頭に掲示

＊お知らせ

2018年より総代選任に関する規程を変更し、総代の定年制を導入いたしました。総代の定年年齢を「就任時点で原則87歳を超えない会員の方」としております。なお、定年制の実施は2019年６月に行われた総代選考により初めて就任される総代より適用いたします。従いまして、従来からの総代につきましては定年制を適用いたしません。

●総代の氏名等

2023年6月30日現在（順不同・敬称略）

選任地区		人数	氏　名
第1区	世田谷区（世田谷、弦巻、桜、豪徳寺、宮坂、赤堤、松原、羽根木、大原、梅丘）、杉並区、中野区、練馬区、豊島区、文京区、府中市、武蔵野市、小金井市、国分寺市、国立市、町田市、稲城市、多摩市、神奈川県相模原市（旧津久井町・旧相模湖町・旧城山町・旧藤野町を除く）、大和市	25名	藏重　命史（18）　梶山　正雄（11）　大場　泰宣（11）　松原　金作（11） 原島　良充（9）　内山　晴之（8）　山口　俊一（8）　阿島　和輝（8） 駒野　教源（7）　後藤　信夫（11）　梅田　潮（7）　原　賢次（6） 田中　秀孝（6）　佐々木　紀夫（6）　関山　昌久（3）　松本　桂一（3） 内藤　博次（3）　山田　昌史（3）　松岡　宏武（2）　大木　政司（2） 池田　裕明（2）　斉藤　操（2）　松島　敏之（2）　芹澤　良明（2） 榎本　忠弘（1）
第2区	世田谷区（若林、太子堂、三軒茶屋、上馬、野沢、代田、北沢）、渋谷区、新宿区、千代田区、中央区、港区、大田区	17名	飯島　竜哉（12）　齋藤　式生（14）　宇田川　芳伸（13）　齋田　孝（12） 河野　俊一（10）　新川　勝二（8）　齋田　充穂（7）　青野　信次（14） 新保　雅敏（11）　秋元　博（6）　萩原　亮嗣（6）　根岸　利光（3） 三上　力（3）　後藤　浩（3）　河野　初樹（2）　河野　聰一郎（2） 田中　昭（2）
第3区	世田谷区（池尻、三宿、下馬、代沢、駒沢、新町、中町、上野毛、等々力、野毛、奥沢、深沢、玉堤、尾山台、玉川田園調布、東玉川、駒沢公園）、品川区、目黒区、川崎市（幸区、川崎区、中原区）、横浜市（港北区、緑区、旭区、瀬谷区、都筑区、青葉区）	17名	秋山　光男（12）　鏑木　衡平（10）　海老澤　昭行（10）　柳田　一郎（11） 西山　和範（7）　小林　一男（9）　毛利　明寛（10）　蜂須賀　昭隆（9） 髙橋　孝（6）　壁谷　博行（6）　阿川　昌彦（6）　今井　信也（5） 中村　知光（4）　石塚　重徳（2）　飯島　勧（2）　鈴木　勝幸（1） 森　義明（1）
第4区	世田谷区（桜丘、経堂、船橋、桜上水、上北沢、八幡山、上祖師谷、祖師谷、千歳台、粕谷、北烏山、南烏山、給田）、三鷹市、川崎市（宮前区、高津区、多摩区、麻生区）	17名	榎本　勝彦（12）　番場　壽松（12）　長島　範朋（20）　池戸　義明（10） 高橋　和宏（8）　志村　一寿（7）　鈴木　昭彦（7）　永井　輝政（7） 鳥居　武彦（6）　岡庭　茂行（6）　吉﨑　光雄（6）　三田　政志（6） 佐口　功（6）　川端　兼雪（4）　松原　信行（2）　鈴木　剛（1） 下山　昭人（1）
第5区	世田谷区（上用賀、桜新町、用賀、玉川台、瀬田、岡本、玉川、喜多見、宇奈根、鎌田、大蔵、成城、砧、砧公園）、調布市、狛江市	11名	清水　敬允（8）　箕輪　桂一（10）　飯田　峯男（11）　中山　潤一（9） 橋本　弘（9）　井山　利一（7）　金子　勝治（6）　小泉　紀雄（6） 土屋　明人（6）　菅沼　勉（5）　石井　信成（2）

（　）内は総代への就任回数

●総代の属性別構成比

職業別構成比

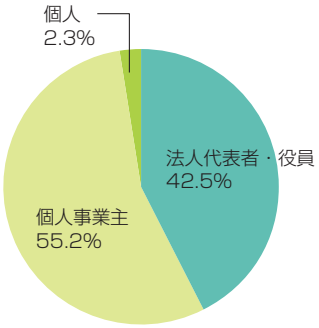

年代別構成比

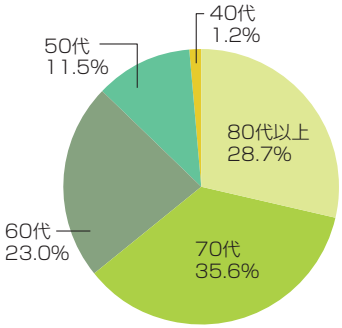

業種別構成比

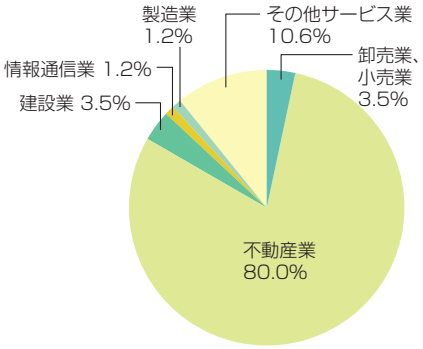

※業種別の構成比は、法人代表者・役員・個人事業主に限っております。